

まねきTV事件

平成19(ワ)5765号 東京地方裁判所 著作権侵害差止等請求事件

第1. 結論(主文)

原告らの請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は原告らの負担とする。

第2. 争点

1. 訴権の濫用か否か
2. 被告は本件放送の送信可能化行為を行っているか(著作権法第2条第1項9号の5)
3. 被告は本件著作物の公衆送信行為を行っているか(著作権法第2条第1項7号の2)
4. 原告らの損害の有無及び損害額

第3. 事案の概要

1. 概要

本件は、放送事業者である原告らが、「まねきTV」という名称のサービス(インターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービス)を提供する被告に対し、本件サービスが、原告らの送信可能化権(著作隣接権)及び公衆送信権(著作権)を侵害しているとして、送信可能化行為及び公衆送信行為の差止め(著作権法112条1項)及び損害賠償(民法709条、著作権法114条)を求めた事案である。

2. 争いのない事実

(1) 当事者

原告：NHKら放送事業者6社

被告：電気通信事業等を業とする株式会社

(2) 原告らの著作隣接権

原告らは、対象の番組(以下、本件番組)につき、それぞれ放送事業者の権利としての送信可能化権(著作隣接権)を有する。

(3) 原告らの本件番組の製作等

原告らは、本件番組につき、それぞれ自らの「製作著作」である旨を表示して放送している。

(4) 被告の行為

被告は、「まねきTV」という名称で、利用者がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービスを提供している。本件サービスでは、ソニー製の商品名「ロケーションフリー」の構成機器であるベースステーションを用い、インターネット回線に常時接続する専用モニター又はパソコン等を有する利用者が、インターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができる。

(5) 仮処分事件

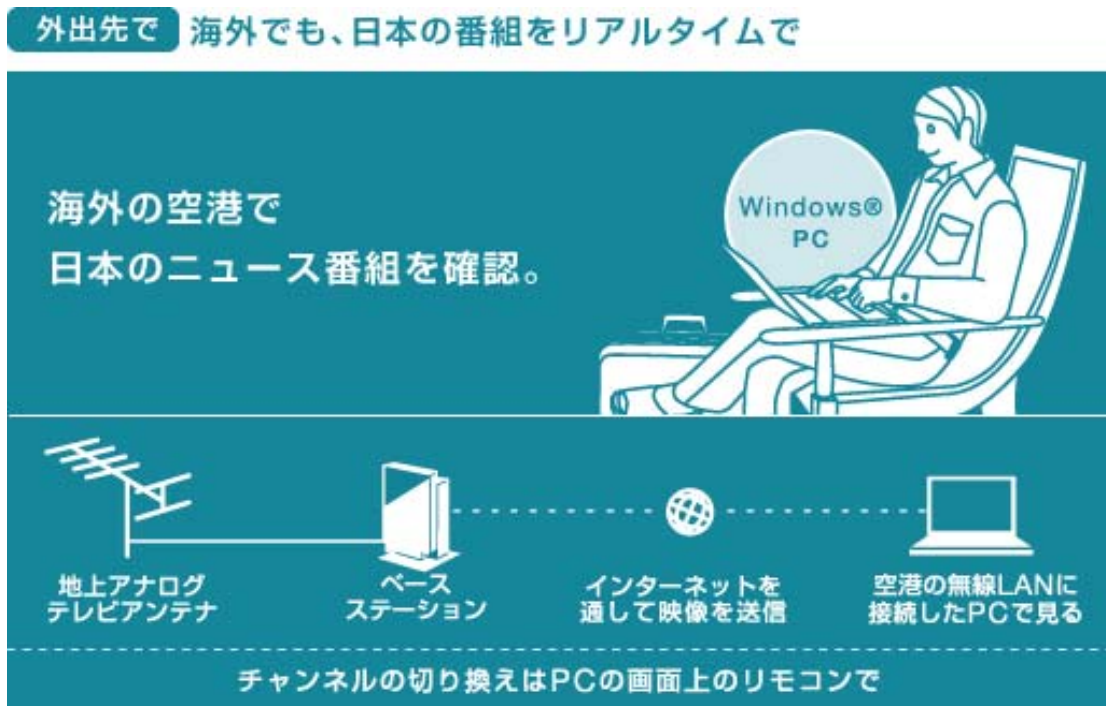
- (ア) 原告らは、それぞれ、送信可能化行為の差止めを求める仮処分命令を申し立てた。
(イ) 東京地裁は、被保全権利についての疎明がないことを理由に原告らの申立てを却下する決定をした。
(ウ) 原告らは、知財高裁に、抗告を申し立てるとともに、公衆送信権（著作権）の侵害であるとして仮処分の申立ての趣旨の変更を申し立てた。
(エ) 知財高裁は被保全権利についての疎明がないことを理由に抗告を棄却し、趣旨の変更については不適法であるとして却下の決定をした。
(オ) 原告らは、その却下の決定に対し許可抗告を申し立てた。
(カ) 知財高裁は、許可抗告の申立てについて抗告を許可しないとの決定をした。
- (6) 本件サービスのシステム構成等

(ア) SONYのロケーションフリーの構成

ロケーションフリーの構成機器であるベースステーションが地上アナログテレビアンテナと接続され、ベースステーションは、そのアンテナから入力されるアナログ波をデジタルデータに変換して、インターネット回線を介して予め設定されたアドレスに送信する。

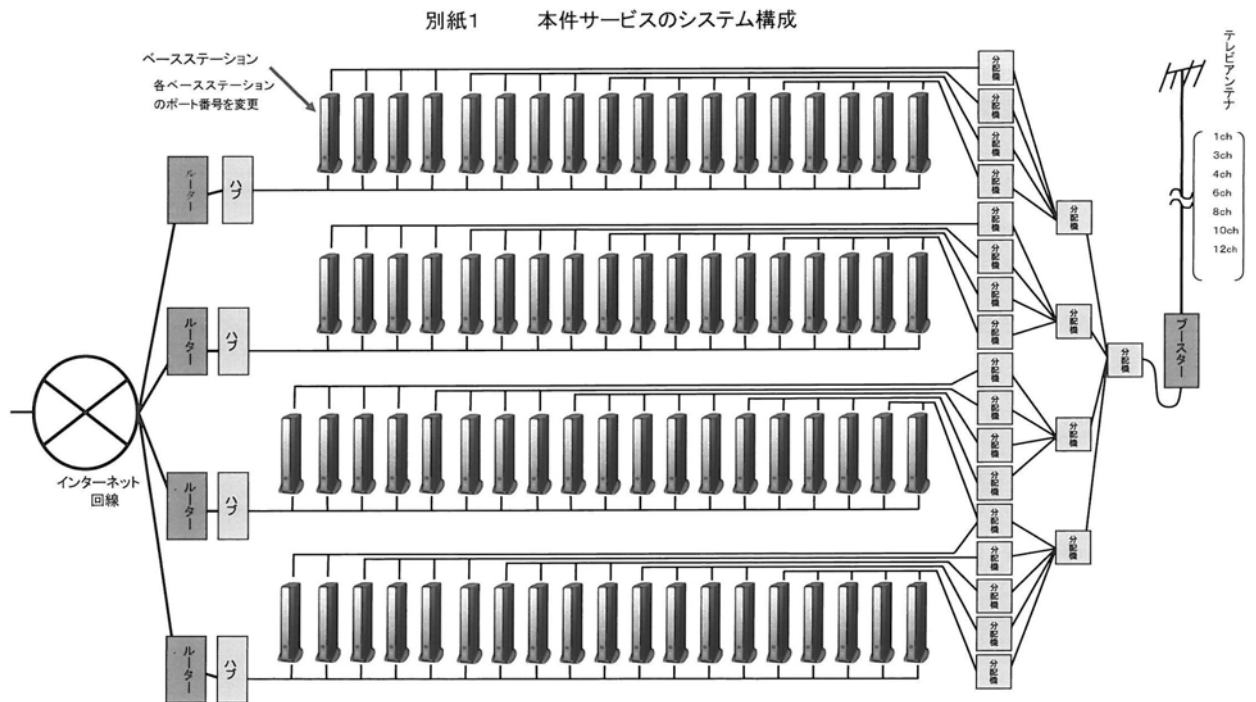
これにより、利用者は、インターネットに接続できる環境下にいればどこにいてもテレビ放送を視聴できるというものである。

構成図（SONYのHPより引用）



(イ) 本件サービス（まねきTV）のシステム構成図：＜判決の別紙1＞

被告は、利用者のベースステーションを預かり、各ベースステーションにテレビアンテナからのアナログ波が入力されるように各ベースステーションとアンテナとを接続するとともに、各ベースステーションをインターネット回線に接続する作業、及びその維持管理を行う。



106

第4. 当事者の主張

1. 争点1について

【被告の主張】

仮処分申請において司法判断が既に3度もなされており、原告らは、本件仮処分申請において疎明することができなかった事実を本件訴訟において繰り返し持ち出しているにすぎない。これは、被告に過大な負担を強いるものであって被告の自滅を期待するものであり、訴権の濫用として許されない。

【原告らの主張】

否認ないし争う。

2. 争点2について

【原告らの主張】

(1) 本件サービスの内容等

本件サービスは、多数の利用者に対し、インターネット回線を通じて、有料で放送番組を視聴させることを目的とするサービスである。

(2) 被告による送信可能化権（著作隣接権）の侵害

(2-1) 概要

被告は、

- (ア) インターネット回線に接続された自動公衆送信装置であるベースステーションに放送番組を入力し続けることにより（著作権法第2条第1項9号の5イ）、又は
- (イ) 放送番組が入力されつつある自動公衆送信装置であるベースステーションをインターネット回線に接続することにより（著作権法第2条第1項9号の5ロ）、
- (ウ) インターネット回線を経由して当該放送番組を利用者が視聴し得る状態にしている。

(2-2) 被告が著作権法第2条第1項9号の5イの送信可能化を行っていること

(ア) ベースステーションに情報を入力していること

- (a) 「送信可能化」における「入力」とは、公衆からの求めがあれば自動的に送信できるような状態にするべく、自動公衆送信装置に情報を流入させることをいう。
- (b) 被告は、アンテナで受信した本件放送を各ベースステーションに流入させることによって、情報の「入力」を行っている。

(イ) 本件サービスの利用者は「公衆」に該当すること

- (a) 「公衆」か否かは、行為者からみて不特定又は特定多数の者かどうかによって判断されなくてはならない。
- (b) 行為者である被告から見れば、利用者は不特定多数の者であるから「公衆」に該当する。

(ウ) ベースステーションは「自動公衆送信装置」に該当すること

- (a) 「自動公衆送信装置」とは、電気通信回線に接続することにより、「当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置」をいう（著作権法第2条第1項9号の5）。
- (b) ベースステーションは、電気通信回線（インターネット回線）に接続されて、入力される本件放送を利用者（公衆）からの求めに応じて自動的に送信する機能を有するから、「自動公衆送信装置」に該当する。

(c) 被告は、ベースステーションが自動で行い得るのは「1対1」の情報の伝達のみであるから、ベースステーションは「自動公衆送信装置」に該当しない旨主張する。しかし、「1対1」の情報の伝達しか行うことができないということは、自動公衆送信装置該当性を否定する根拠とならない。「公衆」への送信かどうかは、

サーバなどの機器から見て不特定又は特定多数の者に送信されるかどうかではなく、送信行為者から見て不特定又は特定多数の者に送信されるかどうかで判断されるべきである。被告にとって利用者は不特定の者であるから「公衆」に該当する。

(エ) 本件放送がベースステーションに入力された時点で「自動公衆送信し得る」状態になっていること

ベースステーションに放送番組が入力された後は、利用者（公衆）のチャンネル選択に応じて、放送番組は機械的・自動的にデジタルデータ化され、利用者のPC等に送信されることとなる。

(2-3) 著作権法第2条第1項9号の5口の送信可能化を行っていること

被告は、ベースステーションをそれぞれインターネット回線に接続し、電源を供給し、起動して各種設定を行っている。この行為は送信可能化行為に該当する。

(3-1) 送信可能化の主体は被告であること（※所謂カラオケ法理）

(ア) サービスの目的、本質

本来であれば当該放送対象地域内の放送番組を見ることができない多数の利用者にインターネット回線を通じて有料で視聴させることを目的とする。

(イ) 被告による管理、支配性

- ・多数のベースステーションを被告の事業所内に設置している。
- ・ベースステーションに電源を供給、起動して各種設定を行っている。
- ・テレビアンテナで受信した本件放送をベースステーションに供給するため、ブラスター等の接続を行っている。
- ・多数のベースステーションをインターネットに接続している。
- ・以上の状態を維持管理している。

(ウ) 行為主体性

利用者のチャンネル選択（公衆からの求め）に応じて、ベースステーションから自動的に送信が行われる状態を作り出すことが送信可能化に当たるところ、そのような行為及びこれに密接に関連する行為は全て被告がその発意の下に行っているから、送信可能化の主体は被告である。

(3) 被告事業所内のシステム全体が一つの自動公衆送信装置を構成しており、被告がこれを管理支配して送信可能化行為を行っていること（選択的主張）

(※詳細は省略)

(4) 被告の主張に対して

本件サービスとソニーの設定サービスとは本質的に異なっており、ソニーの設定サービスが適法であるとしても、そのことは、本件サービスの適法性を基礎付ける理由

とならない。

【被告の主張】

(1) 本件サービスの内容等

(1-1) 本件サービスは、ソニー製品であるロケーションフリーのベースステーションの寄託を受け、保管するサービスである。

(1-2) 本件サービスにおいて使用されるソフトウェアは何れもソニーが開発したものであり、被告が独自に準備したソフトウェアは使用されていない。

(1-3) 機器のうち、ベースステーションは利用者が所有し、それ以外は全て汎用品であり、本件サービスに特有のものではない。

(2) 著作権法第2条第1項9号の5の「送信可能化」に該当しないこと

(2-1) 著作権法上違法ではない

(ア) 本件サービスは、「1対1」の伝送を行うというベースステーションを預かり、その本来機能をそのまま発揮させるものにすぎず、ハウジングサービスに他ならない。(※ハウジングサービス：顧客のコンピュータ(サーバ)を自社の回線設備の整った施設に設置するサービス)

(イ) 「1対1」の伝送しか行うことができないベースステーションは著作権法上何ら違法な機器ではない。

(2-2) ベースステーションは「自動公衆送信装置」に該当しない

(ア) ベースステーションが自動で行い得るのは「1対1」の伝達行為に他ならず、これは「公衆」に直接受信されることを目的とした「自動公衆送信」ではない。

(イ) したがってベースステーションは「自動公衆送信装置」に該当しない。

(2-3) 送信可能化行為の主体

(ア) 送受信の主体

(a) 送信可能化の主体は、被告ではなく、被告にベースステーションを寄託して遠隔操作する利用者自身に他ならない。

(b) 送信者も受信者も利用者に他ならず、送信が「公衆」に対するものでないことは明らかである。

(イ) 利用者は公衆に該当しない

(a) 著作権法は、「自動公衆送信装置」という装置を基準として行為を特定しているのであるから、装置を離れて、行為の「公衆」性を問うことは誤りである。

(b) 仮に送信行為者から見て「公衆」性を判断するとした場合でも、本件の送信行為者は被告ではなく各利用者である。

(ウ) ベースステーションへの情報の「入力」について

(a) アンテナ端子とベースステーションとの接続行為は、「送信可能化」における「入力」には該当しない。

(b) 「自動公衆送信装置」に該当しない機器への情報の「入力」行為は、著作権

法上の「送信可能化」において問題とされない。

(c) 実際の伝達では、無差別に送られてくる多数のアナログ放送波の中から視聴したい放送を利用者が選択して初めて、選択にかかる放送がデジタル化され視聴可能となる。単なる接続行為は「入力」には当たらない。

3. 争点3について

【原告らの主張】

(1) 本件番組の著作権

原告らはそれぞれ本件番組について著作権を有する。

(2) 被告による公衆送信権（著作権）の侵害

(2-1) 被告の行為

被告の行為は既に述べたとおり。

(2-2) 公衆送信の主体は被告であること

(ア) 利用者の行為

利用者の行為は特定のチャンネルを選択することだけであり、ベースステーションから各利用者の端末への出力を実現することは利用者の行為ではない。

(イ) 被告の行為主体性

(a) 本件サービスにおいて、設備を設置し、維持・管理しているのは被告なのであり、利用者の端末に向けて行われる番組の送信の主体は被告である。

(b) クラブ・キャッツアイ事件においては、顧客は自らの身体をもって上告人の営業するカラオケスナックに赴き、自らの身体をもって歌唱しており、侵害に用いられるもの（本件ではベースステーションであり、同事件では侵害に用いられる顧客の身体）という点では、本件の事案以上に、顧客に帰属するといえるものである上、直接的な歌唱行為を行っているのは顧客であると解さざるを得なかった。それにもかかわらず、上記事件の最高裁判決は、著作権法上の規律の観点からこれをカラオケスナックの営業者の歌唱と同視し得るとした。そうであれば本件においても、送信行為の主体は被告であると評価されるべきである。

(3) 被告事業所内のシステム全体が一つの自動公衆送信装置を構成しており、被告がこれを管理支配して自動公衆送信を行っていること（選択的主張）

(※詳細は省略)

【被告の主張】

(1) 原告らの著作権

(ア) 原告らが著作権を有するとの点は知らない。

(イ) 本件番組が著作物性を認めるに足る創作性を有することについての主張・立証はされていない。

(2) 被告は公衆送信を行っていないこと

(2-1) 伝送の主体

(ア) 被告は、設置作業を代行するサービス（ハウジングサービス）を提供しているに過ぎない。

(イ) 各利用者の遠隔操作により、情報が伝送される。

(ウ) 利用者は、本件サービスを利用しなくても、原告らの放送を視聴することが可能である。被告の行為は、利用者が原告の放送を視聴するのに必要不可欠の行為であるというわけではない。

(2-2) 公衆に直接受信させる目的で伝送が行われていない

特定の利用者が自分で直接受信する目的でチャンネルを合わせるのであるから、「公衆に直接受信させる目的」が認められない。

(2-3) 被告がアンテナ端子から放送信号を複数のベースステーションに供給している行為は公衆送信行為ではない

被告がベースステーションにアンテナを接続しても、ベースステーションへの送信を行ったことにはならない。

(3) 本件サービスにおける被告事業所内のシステム全体が一つの自動公衆送信装置を構成しているとはいえないこと

(※詳細は省略)

4. 争点4について

省略

(以上、第4. 当事者の主張)

第5. 裁判所の判断

1. 争点1について

(1) 結論

訴権の濫用に当たるとはいえない

(2) 理由の内容

本件のように仮処分手続の後に本案訴訟手続が行われることは、我が国の制度上、当然に予定されていることであるから、先行する仮処分事件において、債権者の申立てが却下され、その判断が抗告審等で維持されたからといって、それのみで、当該債権者が原告として本案訴訟を提起することが訴権の濫用に当たるとはいえないことは明らかである。

2. 争点2について

(1) 結論

本件サービスにおける被告の行為は、原告らの有する送信可能化権を侵害するものではない。

(2) 理由の内容

(2-1) 自動公衆送信装置

著作権法第2条第1項9号の5の「送信可能化」とは、「自動公衆送信装置」の存在と前提とする行為である。

「自動公衆送信装置」は、自動公衆送信する機能を有する装置であり、「自動公衆送信」とは、「公衆送信を行うこと」のうち、「公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいう」（著作権法第2条第1項9号の4）。そして、同法2条5項が「公衆」には「特定かつ多数の者を含むものとする。」と定めていることから、送信を行う者にとって、当該送信行為の相手方（直接受信者）が不特定又は特定多数の者であれば、「公衆」に対する送信に該当するものと解される。

(2-2) 送受信行為の主体

(ア) ベースステーションの位置づけ

(a) ベースステーションは、ソニーが製造、販売する「ロケーションフリー」の構成機器であり、ロケーションフリー自体は、本件サービスとは無関係に、外出先や海外等においてもテレビ放送の視聴を可能にする機能を有する装置である。

(b) 「ロケーションフリー」の利用行為一般が著作隣接権や著作権の侵害に当たるとの主張、立証はない。

(c) ベースステーションの所有者は、利用者であると認められる（なお、原告らにおいても、この点を特に争ってはいない。）。

(イ) ベースステーションの機能等

(a) ベースステーションは、予め設定された単一のアドレスあてに送信する機能しかなく、1台のベースステーションについてみれば、「1対1」の送受信を行うものであって、「1対多」の送受信を行う機能を有しない。

(b) 各ベースステーションからの送信は、利用者の発する指令により開始され、利用者の選択する放送に限られており、被告がこれに関与することはない。

(c) ベースステーションは各利用者が所有するものであって、その他の機器類は全て汎用品であり、本件サービスに特有のものではない。

(d) 被告が独自に作成したソフトウェア等は一切用いられていない。

(ウ) 本件サービスにおける被告の役割

(a) ベースステーションの取付け、及び認定作業については、利用者自らが行うこともできるし、メーカーであるソニーの提供する設定サービス等を利用するこ

ともできる。ベースステーションを稼働可能な状態にすること自体は、本件サービスを利用しなくても、技術的に格別の困難を伴うことなく行うことができる。

(b) 被告は、所有者である利用者からベースステーションの寄託を受けて、これを被告の事業所内に設置保管しているにすぎないといえる。

(c) 要するに、本件サービスにおいて、本件放送をベースステーションにおいて受信し、ベースステーションから各利用者に向けて送信している主体は、各利用者であるというべきであって、被告であるとは認められない。

(2-3) 自動公衆送信装置該当性

(ア) ベースステーションによる送信行為は各利用者によってされるものであり、ベースステーションから送信されたデジタルデータの受信行為も各利用者によってなされる。

(イ) したがって、ベースステーションは、各利用者から当該利用者自身に対し送信をする機能、すなわち「1対1」の送信をする機能を有するにすぎず、不特定又は特定多数の者に対し送信をする機能を有するものではないから、本件サービスにおいて、各ベースステーションは「自動公衆送信装置」には該当しない。

(ウ) このため、ベースステーションから行われる送信も「公衆送信」に該当するとは言えない。

(エ) また、被告によるアンテナ端子とベースステーションとを接続する行為等は、送信可能化行為に該当しない。

3. 争点3について

(1) 結論

本件サービスにおける被告の行為は、原告らの有する公衆送信権を侵害するものではない。

(2) 理由の内容

ベースステーションないしこれを含む一連の機器が「自動公衆送信装置」に該当するということとはできず、ベースステーションから行われる送信は「公衆送信」に該当するものではないことは明らかであることは既に述べたとおりである。

被告がアンテナ端子とベースステーションとをブースター及び分配機を介して接続する行為は、ベースステーションにおいて放送波の受信を行うための物理的設備の単なる提供にすぎないとみるのが相当であり、送信行為には当たらないというべきである。

被告の行為は、著作権法第2条第1項7号の2に規定された公衆送信行為には該当しないから、原告らの有する公衆送信権を侵害するものではない。

(以上)